

## 2012年度の蕨市予算編成に対する要望書

今年の3月11日に起きた東日本大震災により、東北地方を中心に甚大な被害を受けました。地震による被害に加えて、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染は全国に深刻な影響をおよぼし、日本の経済と国民の暮らしに大きな打撃を与えています。政府は、何よりも被災者の立場にたって、被災地の復旧・復興および原発事故の収束に全力を尽くさなければなりません。しかし、政府の対応は、被災者の立場にたつたものではなく、財界の意向に沿つたものになっており、被災者の怒り・不安はたいへん大きくなっています。また、東日本大震災が起きる前から、経済のグローバル化に伴つて、輸出産業を中心とした大企業の利益を優先する政治がいつそう強まり、労働分配率は下がりました。雇用者所得は10年前に比べて大きく落ち込み、所得格差が広がっています。所得の再分配の役割を果たさなければならない社会保障も後退していきますため、国民・市民の暮らしは非常に厳しいものになっています。

今日のこうした状況を反映し、福祉・市民サービスの向上、安全なまちづくりを願う市民の声はいつそう切実になっています。

賴高市長は1期目当選以来、市民にあたたかい市政運営に心がけてきました。無駄をなくし、予算の効果的な配分を行うことで、市財政が厳しい中でもたくさんの市民要求を実現してくれました。その市政運営に対する市民の評価は、今年の6月に行われた市長選挙ではつきり示されました。今後も市民の声を大切にし、市民が安心して住み続けられる蕨市にしていただきたいと思います。

日本共産党蕨市議会議員団は從来から市民の声を市長に届け、様々な提案もして、住みよい蕨市にするために努力していました。今回も、来年度の蕨市予算編成に対して、市内の団体・個人の皆さんから要求を聞き、296項目の要望書にまとめましたので、参考にしていただき、切実な市民要求を少しでも多く実現してくださるよう要望いたします。

2011年11月18日

日本共産党蕨市議会議員団  
日本共産党蕨市委員会

蕨市長 賴 高 英 雄 様

## 【重点要望】

一、蕨駅西口再開発計画の第2・第3工区については、再開発の手法に固執せず、見直しをはかる。

二、中央第一地区のまちづくりについては住民参加ですすめる。

三、誰もが安心して介護が受けられるよう制度の改善をはかる。

(1) 介護保険改正にあたっては実態に合った介護サービスがうけられるように配慮する。「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施する場合には、「総合事業」と「予防給付（介護保険給付）」の選択は、要支援者の希望を尊重する。

(2) 保険料を引き上げない。保険料の減免制度を拡充する。

(3) 低所得者に対する介護保険利用料助成制度の充実をはかる（保険料区分の第1段階から第4段階まで、全ての在宅サービスを対象にする）。

(4) 広域型特別養護老人ホームの建設がされるよう努力し、市有地の有償提供などの支援を考える。

四、障がい者福祉を充実させる。

(1) 障害者自立支援法のもとで負担増となっている障がい者に対して、利用料助成制度等の負担軽減策を充実する。

(2) 知的障がい者のグループホーム等が市内に増えるよう努力する。

(3) 夜間保護事業（ショートステイ）の充実を図る。

五、安心して子育てができるよう子育て支援を強める。

(1) 保育園の待機児童が生じないよう、施設を増設し、低年齢児の受け入れを増やす。

(2) 正規保育士の増員を行う。土曜日も平日と同じ時間で保育を行う。病後児保育を実施する。

(2) 学校敷地内に留守家庭児童指導室を移す。塚越東地域の学童保育室は早急に対応する。保育時間を延長する。

六、国民健康保険税の引き上げは行わないよう努力する。国がすすめる国保の広域化には反対する。

七、生活保護行政、ホームレス対策を充実する。

(1) 生活保護は国民の権利であることを広く市民に知らせる。

(2) 無料低額宿泊所について、県と協力し、入所者の人権を守るために入居環境の改善を図る。

(3) 生活保護のしおり及び申請書を窓口におき、申請しやすくする。申請前の相談および調査時に、人権に配慮する。

(4) 辞退届の強要は行わない。辞退届が提出された場合は収入等の調査を行なう。

八、一人ひとりの子どもたちにゆきとどいた教育を行う。

- (1) 30人学級を早期に実施するよう国、県に要望する。市独自に来年度は小学校6年生まで35人学級を実施する。

(2) スクール支援員、特別支援教育支援員を増員する。

- (3) 老朽化の目立つ校舎、体育館を総点検し、計画的に改修をすすめる。特に南小学校と塚越小学校の大規模改修、各校の老朽化したトイレの改修を早急に行う。

(4) 中学校の全教室にクーラー設置をすすめる。

九、中小企業支援を重視する。

- (1) 地元中小業者の実態調査を行う。
- (2) 市の発注する工事や物品購入はできる限り市内地元業者に優先発注する。小規模修理修繕希望者登録制度を積極的に活用する。
- (3) 住宅改修資金助成制度（リフォーム助成）を拡充する。
- (4) 商店街活性化のための対策を引き続き強める。

十、震災対策を強化する。

- (1) 体育館の耐震化をすすめる。あわせてトイレの改修をすすめる。
- (2) 民間住宅の耐震化への補助を拡充する。
- (3) 自主防災組織への支援を強め、災害に強いコミュニティづくりをすすめる。
- (4) 要援護者の避難所について配慮する。

十一、放射能対策を強める。

- (1) 通学路の測定など放射線測定範囲を広げ、数値の高い箇所の除染を速やかに行う。
- (2) 学校給食・保育園給食の放射能測定を充実する。
- (3) 市民に放射線測定器の貸し出しを行う。

十二、水害対策として、引き続き市内各地に必要な容量の雨水調整池を設置する。

集中豪雨時の初動体制など水害時の体制を強化する。

十三、駅周辺の放置自転車対策を引き続き強める。蕨駅東口に市営の自転車駐車場の増設を行う。

十四、錦町土地区画整理事業の積極的推進をはかる。

十五、市役所の業務に必要な職員体制を確保する。非常勤職員の賃金を適正な水準に引き上げる。

## 【一般要望】

### ◆福祉・医療の充実をはかる

#### (1) 高齢者福祉の充実

一、介護保険制度の充実をはかる。

①介護保険改正にあたっては実態に合った介護サービスがうけられるよう配慮する。「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施する場合には、「総合事業」と「予防給付（介護保険給付）」の選択は、要支援者の希望を尊重する。

②保険料を引き上げない。保険料の減免制度を拡充する。

③低所得者に対する利用料助成制度の充実をはかる（保険料区分の第1段階から第4段階まで、全ての在宅サービスを対象にする）。

④介護サービス利用限度額を超えるサービスを市単独事業として実施する。

⑤低所得者に対して介護施設の食費・居住費への助成を行う。

⑥広域型特別養護老人ホームの建設がされるよう努力し、市有地の有償提供などの支援を考える。

⑦介護保険の住宅改造助成に対する上乗せ助成を実施する。

⑧介護保険に関する苦情処理窓口や監視機関（オンラインパーソン）を設置する。

二、全ての要介護認定者に対し、税金の障害者控除の対象となる場合がある事を通知する。

三、高齢者の日常生活用具の給付を充実する（電動車椅子の追加、補聴器の質の向上等）。

四、高齢者のための住宅改造に対する助成制度を拡充する。

五、紙おむつの支給枚数を増やす。

六、北町に老人憩いの家などを設置する。

七、一人暮らし高齢者などへの見守りネットワークを実施する。

八、福祉入浴券を無料にもどす。また、各地域での配布期間の延長と年間を通しての利用に改善する。利用できる浴場をふやす。

九、後期高齢者医療被保険者の健診の自己負担をなくす。受診期間を延長する。検査項目を増やす。

#### (2) 障がい者福祉の充実

一、蕨駅の近くに、障がい者が一時利用できる自転車駐車場を設置する。

二、障害者福祉タクシー利用券・ガソリン助成券について対象を精神障がい者にも拡大し、支給枚数を増やす。ガソリン助成券については利用しやすい制度に改善する。

三、障がい者のための住宅改造に対する助成制度を拡充する。

四、地域生活支援事業の移動支援は施設内も支援を行う。

五、レインボーリー松原・ハート松原が自立支援法にもとづく施設に移行する際の利用者の移動については利用者の希望を尊重する。あわせて職員体制の充実をはかる。

六、夜間保護事業（ショートステイ）の充実を図る。

七、知的障がい者のグループホーム等が市内に増えるよう努力する。

八、多機能型事業所（生活介護・就労継続支援・就労移行支援施設）を塚越あるいは南町地域に新設する。

九、重度心身障がい児者入所施設を近隣市と協力し、県南地域に建設するよう努力する。

十、障害者自立支援法のもとで負担増となつている障がい者に対する、利用料助成制度等の負担軽減策を充実する。

十一、ガイドヘルプサービスなど地域生活支援事業は無料を原則とする。

十二、レスパイトサービス事業を継続する。

十三、障がい者団体・ボランティアグループへの支援を強め、障がい者の交流、社会参加を促進する。

十四、視覚障がい者の年一回のバス旅行を再開する。

十五、視覚障がい者に行政資料や教科書等の点訳・テープ資料を公的責任で提供する。

十六、盲人用卓球台を購入する。

十七、音響信号機を増やす。

(3) 児童福祉、母子福祉の充実をはかる

一、赤ちゃんなんでも相談日を月一回設定する。

二、乳幼児検診を4ヶ月児検診の他に1歳になるまでの間にもう一回実施する。

三、幼児・児童のインフルエンザ予防接種への助成を行う。

四、老朽化した保育園の大規模改修を計画的に行う。

五、保育行政の充実をはかる。

① 正規保育士を増員する。

② 正規の給食調理員を各園に配置する。

③ 保育園給食の放射能測定を充実する。

④ 土曜日も平日と同じ時間で保育を行う。

⑤ 一時保育を充実する。

⑥ 産休明け保育を実施する保育園を増やす。

⑦ 病後児保育を行う。

⑧ 保育園で待機児童が出ないよう施設を増設し、低年齢児の受け入れを増やす。

⑨ 就労を新たに希望している家庭の乳幼児も保育園への受入れを行う。

⑩ 3歳児クラスなどの保育士配置基準を改善し、保育内容を充実させる。男性保育士を積極的に採用する。

⑪ 民間委託は行わない。

六、無認可保育所への入所者の負担を軽減するため、補助金を増額する。

七、幼稚園児補助金の充実をはかる。

八、子育て支援センターの職員体制、施設、事業内容を充実させる。「つどいの広場」を一中校区内に設置する。

九、留守家庭児童指導室（学童保育）の充実をはかる。

- ① 学校敷地内に学童保育室を移す。塙越東地域の学童保育室は早急に対応する。  
② 学童保育室の時間延長（通常保育の終了時間を午後7時、長期休業中の開始時間を午前8時）を行う。12月28日と1月4日も開室する。

③ 学童保育室に常勤の指導員を配置する。指導員の待遇改善をはかる。指導員研修を増やすなど保育内容を充実させる。  
④ 学童保育室の設備の拡充及び消耗品費の増額をはかる。

十、放課後子ども教室の充実をはかる。

十一、各児童館にコピー機・ファックスを設置し、遊具の整備拡充をはかる。

十二、児童虐待防止のために専門職員を増やすなど、対策を強める。

十三、子育てバリアフリーのまちづくりをすすめるため、公共施設にベビーカー等を設置する。

(4) 低所得者対策、生活保護行政の改善、ホームレス対策をはかる

一、市の公園等にいるホームレスの実態をひきづき調査とともに、対策を強化する。とりわけシェルターの設置

や住宅の確保など生活保護と合わせて生活再建に必要な支援を行う。国・県にも対策を要請する。

## 二、生活保護行政の充実をはかる。

①生活保護は国民の権利であることを広く市民に知らせる。

②生活保護のしおり及び申請書を窓口におき、申請しやすくする。申請前の相談および調査時に人権に配慮する。

③調査先を明記しない「同意書」の提出は廃止する。

④辞退届けの強要は行わない。辞退届が提出された場合は、収入等の調査を十分に行う。

⑤生活保護受給者へのリバースモーゲージの適用は行わない。

⑥ケースワーカーを増員し、女性のケースワーカーを配置する。生活保護受給者への訪問・相談の充実をはかる。

⑦申請後の調査の短縮を図り、すみやかに可否を決定する。

⑧無料低額宿泊所について、県と協力し、入所者の人権を守るため入居環境の改善を図る。

三、生活保護世帯、低所得世帯に対して無料入浴券の配布、冬季の灯油支給、夏季の見舞金、上・下水道料金の軽減措置など市独自の援助を行う。

四、福祉資金の貸付限度額を、特別な場合は20万円まで貸し付け、返済期間の延長などの改善をはかる。貸付手続きについては民生委員の承認を廃止する。

五、低所得者への家賃補助制度を導入し、高齢者、障がい者、一人親世帯への家賃補助制度については拡充をはかる。

六、家電リサイクル法に基づくリサイクル料金や収集運搬料金を、生活保護世帯や低所得世帯に対して軽減する対策を講じる。

### (5) 福祉一般

一、各種民間福祉施設の実態を把握し、事業者に必要な支援を行う。

二、借家契約で公的保証人制度を実施する。

三、市営墓地を拡充する。

四、床上浸水の災害見舞金を近隣市なみに引き上げる。

### (6) 国民健康保険制度を守り充実させる

一、国保税の引き上げは行わないよう努力する。

二、国保税の減免制度を拡充する。収入基準を生活保護基準の1・3倍まで引き上げる。預貯金等の制限を、生活保護基準の5倍まで引き上げる。資格証明書の発行は引き続き行わない。

三、国民健康保険の一部負担金減免制度を利用しやすくする(収入基準は生活保護基準の1・3倍、預貯金は350万円まで認める)。

四、特定健診の自己負担をなくす。受診期間を延長する。検査項目をふやす。

五、埼玉土建国保等への補助金を復活する。

### (7) 保健・医療の充実をはかる

一、新型インフルエンザ対策を強化する。低所得者に対する予防接種の補助を実施する。

二、30歳～39歳の健康診査の自己負担をなくす。受診期間を延長する。検査項目をふやす。

三、理学療法士・作業療法士を増やし、在宅訪問リハビリを実施する。

(8) 市立病院の充実について

- 一、公設直営を堅持する。
- 二、医師・看護師等の確保に努める。
- 三、小児科救急医療を充実させる。
- 四、午後の外来診療をふやす。待ち時間短縮をはかる。
- 五、使用する医薬品は、後発品を積極的に使用する。
- 六、改築計画をつくる。
- 七、苦情処理状況を市民に公開する。

◆教育・文化・スポーツの向上のために

(1) 小中学校の教育の充実について

- 一、30人学級を早期に実施するよう国、県に要望する。市独自に来年度は小学校6年生まで35人学級を実施する。
- 二、スクール支援員、特別支援教育支援員を増員する。
- 三、特別支援学級には専門性のある教員を配置する。塚越地区に特別支援学級を開設する。
- 四、病休教員がでた場合は、すみやかに病休代替教員を配置する。
- 五、養護教諭の複数配置を国・県に要求する。
- 六、専任の学校図書館司書を配置する。
- 七、学校独自で行う芸術鑑賞へ補助金を支給する。
- 八、中学校吹奏楽部の楽器運搬費補助は県外の大会も対象にする。
- 九、帰国児童・生徒、外国籍児童・生徒の教育について支援員の配置など該当校に必要な援助を行う。
- 十、学校予算を増額し、いつそうの父母負担軽減につとめる。
- 十一、研修補助費として各学校の校内研修に一律に補助金を出す。
- 十二、研究指定及び研究委嘱を行う場合は、学校の独自性を尊重する。
- 十三、就学援助の認可基準を緩和し、受けやすくする。
- 十四、林間学校に対する補助金を増額する。
- 十五、教職員を対象にした労働安全衛生委員会を設置する。
- 十六、教職員の長時間労働の改善を図る。
- 十七、各学校に教職員の休憩室を設ける。
- 十八、教職員の健康診断で希望者には脳ドック、婦人科検診（子宮ガン、乳ガン等）も加える。アスベスト健康被害に対する調査や健康診断を実施する。
- 十九、就学時健康診断は教育委員会が実施する。
- 二十、心身障害、難病などにより長期欠席する児童・生徒に対して在宅授業を行う。そのための訪問教師を市費で確保し、県に補助を要請する。
- 二十一、児童の登・下校時に配置している交通指導員をふやす。
- 二十二、児童・生徒の安全を確保するために、スクールガードを増員し、各学校に配置するなど防犯対策を強化する。

## (2) 小中学校の施設の充実について

- 一、定期的に学校遊具等の安全点検を行い、問題箇所はすみやかに改修する。
  - 二、中学校の全教室にクーラーの設置をすすめる。
  - 三、老朽化の目立つ学校校舎、体育館を総点検し、計画的に改修をすすめる。
  - 四、体育館の耐震化をすすめる。
  - 五、校舎・体育館の雨漏りは早急に改修する。
  - 六、小中学校の老朽化したトイレの改修を行う。トイレの清掃をふやす。洋式トイレをふやす。体育館に様式トイレを設置する。
  - 七、東小学校の体育館を校舎の近くに移して改築する。
  - 八、西小学校のトイレの改修および内装改修を行う。
  - 九、南小学校の大規模改修を早急に行う。校庭を整備する。
  - 十、北小学校の体育館の内装改修を行う。
  - 十一、中央小学校のプールを改築する。
  - 十二、中央東小学校の渡り廊下の雨水対策を行う。体育館の雨漏り対策を行う。
  - 十三、塙越小学校の内装の改修を行う。体育館と四階のプレイルームおよび普通教室の雨漏り対策を行う。
  - 十四、各学校に温水シャワーを設置する。
  - 十五、給食の配膳室に給湯施設をつける。
- (3) 青少年の健全育成及び高校就学支援について
- 一、児童生徒がゲームセンターや大型店のゲームコーナーなどを利用することに対して、県条例にそった適切な指導を行なう。
  - 二、ゲームソフトやカード買い取り業者に対して、未成年者から買い取りをしないよう指導する。
  - 三、覚醒剤などの薬物から青少年を守るため、引き続き学校教育のなかで薬物の恐さを知らせ、市民に啓発活動を行なう。
  - 四、ネットトラブルから児童・生徒を守る取り組みを広げる。
  - 五、アウトメディア宣言の内容でメディアコントロールの取り組みをすすめる。
  - 六、私立高校生がいる家庭に助成金を支給する。
  - 七、失業、倒産などで生活困難な家庭の高校生への支援を強める。
  - 八、中・高校生が自由に利用できる施設を設置する。
  - 九、青少年団体が利用する信濃わらび山荘への送迎バスを無料に戻す。
  - 十、成年式の平服着用を関係団体と共に積極的にすすめる。
- (4) 学校給食の充実について
- 一、自校方式をめざし、学校改築時には自校給食施設をつくる。
  - 二、輸入食品や食品添加物の利用をおさえ、豊かで安全な給食をめざす。
  - 三、学校給食の放射能測定を充実する。
  - 四、狂牛病対策や、O—157等の食中毒防止対策を強める。
  - 五、除去給食の実施などアレルギー対策を強化する。
  - 六、学校給食センターの運営は、直営にもどす。委託のもとでも広く保護者、教職員の意見をとりいれ、メニューを増やすなど質の向上に努力する。

(5) 市立図書館の充実について

- 一、建て替えを検討する。
- 二、職員及び司書を増員する。
- 三、図書購入費を増額し、一般図書および新聞・雑誌・DVD等の充実をはかる。
- 四、利用時間を延長する。祝祭日は開館する。
- 五、視聴覚設備の充実をはかる。

(6) 公民館の充実について

- 一、各公民館に社会教育主事を配置し、職員体制を充実させる。
- 二、中央公民館、西公民館にエレベーターを設置する。
- 三、公民館の各階に洋式トイレを設置する。同時に洋式トイレの数を増やす。
- 四、北町コミュニティセンターのスリッパの衛生面に気をつける。
- 五、プロジェクターや暗幕など視聴覚設備の充実をはかる。
- 六、全ての公民館で利用申請を夜間および土日でも行えるようにする。
- 七、公民館、学校施設の使用料を全廃する。
- 八、公民館の政党利用を認める。
- 九、駅前公共公益施設「くるる」を市民に利用しやすくする。

①旭町公民館については、調理室等に必要な備品をそろえる。

- ②文化ホールについては文化の発信基地にふさわしく設備等の改善・充実を図る。そのために、利用者などから広く意見を聞き、中・長期での対応方針も含め検討する。
- ③市民要望が反映されるよう指定管理者と協議する。
- ④旭町公民館と文化ホールの利用者については、駐輪場を無料で使えるようにする。

(7) 文化・スポーツの充実について

- 一、文化活動助成制度を充実させ、市民の自主的な文化活動を補助育成する。
- 二、市民会館、市民体育館およびプールの運営については、市民要望が反映されるよう指定管理者と協議する。バリアフリーア化は市の責任で行う。
- 三、子どもたちがキャッチボールなどできるネット付きのグラウンドを確保する。
- 四、各コミュニティ毎にスポーツ施設の充実をはかる。
- 五、北町、中央地区にランニング・ウォーキングコースをつくる。すでに設置されたコースの整備を行う。

◆住みよいまちづくりのために

- (1) 災害対策・交通安全・防犯対策を強化する
- 一、民間住宅の耐震化への補助を拡充する。
- 二、通学路の測定など放射線測定範囲を広げ、数値の高い箇所の除染を速やかに行う。
- 三、市民に放射線測定器の貸し出しを行う。
- 四、アスベスト対策を推進する。民間施設についても調査及び撤去工事を支援する。
- 五、公共施設の耐震度調査と耐震補強を計画的に実施する。
- 六、豪雨情報のメール配信など市民への情報伝達システムを整備する。

七、集中豪雨時の初動体制など水害時の体制を強化する。

八、水害対策として、引き続き市内各地に必要な容量の雨水調整池を設置する。

九、災害用備蓄品を早期に目標どおり確保し、各地域に配備する。

十、自主防災組織への支援を強め、災害に強いコミュニティづくりをすすめる。

十一、高齢者、障害者など要援護者の安全対策を強化し、避難所について配慮する。

十二、国の整備指針の7割程度にとどまっている消防職員の増員や耐震性防火水槽の増設など消防力の強化をはかる。

十三、消防の広域化は行わない。

十四、引き続き防災無線の改善を図る。

十五、通学路の安全確保に努める。警察に信号機の設置や横断歩道の標示を積極的に働きかける。

十六、交差点や大型店周辺の交通安全対策に力を入れる。

十七、自転車の交通マナーについての啓発を強める。

十八、通行の安全を確保するため、関係機関とも協力し、商店等による道路の不法占用をなくす指導を強める。

十九、駅周辺の放置自転車対策を引き続き強める。蕨駅東口に市営の自転車駐車場の増設を行う。

二十、暗い場所への道路照明灯及び二種街灯の設置を積極的に行う。維持管理は市が責任を持ち、切れた電球の修理は早急に行いう。

二一、市民の防犯の取り組みを援助する。

## (2) 環境の改善のために

一、合流式下水道緊急改善計画にもりこまれた高速ろ過施設を早期に設置する。

二、地球温暖化問題を重視し、自然エネルギーの活用など実効ある対策を講じる。

三、水道水の節水対策を強める。各公共施設に雨水貯留施設を設置し、雨水利用を促進する。

四、水道管の鉛管対策を強める。

五、大気や土壤、母乳のダイオキシン実態調査を実施し、ダイオキシン対策を強める。

六、ゴミの減量化、リサイクル・再資源化を強めるとともに、企業に対し、製造・流通段階でのゴミ抑制策を要請する。

七、市の民間焼却炉に対するダイオキシン対策の指導を強める。

八、粗大ゴミ収集手数料を減額する。一般ゴミの有料化は行わない。

九、スーパー・マーケット、コンビニエンスストア、商店などに対して、過剰包装、ポリ袋の過剰使用などを止めさせる  
と同時に、ペットボトルなど容器・包装材を回収させる行政指導を強める。また、事業所などが排出する、OA紙、段  
ボールなどの再資源化をはかる。

十、学校や保育園など公共施設に生ゴミ処理機を設置する。

十一、ゴミ収集について、午前中に収集を終え、散乱している場合には清掃を行う。カラス対策を行う。

十二、管理人のいない集合住宅のゴミ置き場対策を指導する。

十三、のら猫を増やさないために、飼い主に対して適正な飼育の仕方を啓発、指導すると同時に、犬・猫の不妊・去勢手  
術の助成を行う。

十四、犬の糞やマーキングについてのマナー啓発をすすめる。

## (3) 市民の願いを生かしたまちづくりのために

一、蕨駅西口再開発計画の第2・第3工区については再開発の手法に固執せず、見直しをはかる。

二、中央第一地区のまちづくりについては市民参加ですすめる。

三、錦町土地区画整理事業の積極的推進をはかる。仮設住宅の建て替えを行う。

四、錦町の公共下水道（汚水及び雨水）事業の促進をはかる。

五、公共下水道が整備されていない地域のU字溝の清掃を定期的に行う。

六、コミュニティバスを増やし、運行ルートの拡充をはかる。

七、バス停に椅子を設置する。

八、「蕨市中高層建築物の建築に係る事前公開及び紛争の調整に関する条例」、「蕨市まちづくり指導要綱」及び「蕨市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する要綱」を充実させる。

①事業者に近隣住民からの要求への配慮を求める。

②整備すべき緑地帯、公園を増やす。

③開発規模に応じて雨水調整池の設置を義務付ける。

④雨水利用を行うなど環境を守る。

⑤ワンルームマンションは管理人をおくよう指導する。

⑥閉鎖できるゴミ集積所を設置するよう指導する。

九、私道内の下水道整備に対する公費助成を増やす。

十、用水路及び側溝の改修、浚渫を定期的に行う。

十一、見沼用水を浚渫するよう働きかけを強める。

十二、見沼用水沿いの不必要的車止めについては撤去する。

十三、市所有の空き地について、管理を徹底し、有効活用を図る。

十四、保存樹木への必要な助成を行う。

十五、「福祉・環境整備要綱」に基づいた年次計画をつくり、福祉の街づくりを積極的に進める。

十六、中仙道の景観道路で車止めにより車イスが通行できない箇所の改善をはかる。

十七、市道の状況を正確に把握し、市道の改修を計画的に行う。クラック（かめ割れ）やL型側溝の不具合などについては放置せず、早期に補修する。

十八、歩道の段差解消を積極的にすすめる。

十九、歩道などに休憩用の椅子を設置する。

二十、公園の維持管理を充実する。

①除草や樹木の剪定、トイレ清掃の回数を増やす。

②遊具・施設の点検を充実させ修繕を徹底する。

③ブランコ下の水たまり対策を行う。

④砂場に犬猫侵入防止柵を設置する。

二一、都市公園法で基準としている一人あたり $5\text{m}^2$ をめざして公園面積の拡大をはかる。

二二、ファミリー菜園を拡充する。

二三、緑川拡幅用地をファミリー菜園や公園などに活用する。

二四、レクリエーション農園奨励費を拡充する。

二五、桜並木や街路樹の剪定回数を増やす。桜の根による道路の盛り上がりには隨時対応する。落ち葉清掃については市費での対応も含めて地域の実情にあつたやり方で対応する。

二六、道路沿いの植栽の高さを市民の安全に配慮した高さにする。

二七、市営住宅の充実をはかる。

①市営住宅を増設する。

- ②市営住宅の修繕および維持管理を充実・改善する。
- ③既存の中層市営住宅にエレベーターを設置する。

④老朽化の激しい住宅は改築する。

⑤市営住宅の家賃の減免制度の充実をはかる。

⑥承継を配偶者に限定せず、従来どおり三親等を認める。資産調査の同意書は義務づけない。

## ◆勤労者、女性、中小商工業者のために

### (1) 中小企業を支援する施策

一、地元中小業者の実態調査を行う。

二、固定費（工場家賃など）に対する補助を行う。

三、無担保無保証人融資制度の限度額引き上げや不況対策特別融資を実施する。

四、小口事業資金の貸し出し対象者に、市外に事業所を有する市民を加える。貸し出し条件を緩和する。

五、住宅改修資金助成制度（リフオーム助成）を拡充する。

六、市の発注する工事や物品購入はできる限り市内地元業者に優先発注する。小規模修理修繕希望者登録制度を積極的に活用する。

七、入札及び契約は、公正性・競争性・透明性を確保するとともに、労働条件の保障、「質」の確保、地域社会や地域経済、環境への貢献などに配慮した「蕨市公契約に関する条例（仮称）」を制定する。

八、下請け単価や労賃の切り下げを防止する。

九、商店街活性化のための対策を引き続き強める。

十、中小企業の公害対策を進めるため、特別融資制度をつくるなど援助方法を検討する。

十一、農業を支援する。

①緑地の保全につとめ、そのための助成制度を設ける。

②地産地消を推進する。

### (2) 勤労者を支援する施策

一、時給千円以上の最低賃金制度を確立するため努力する。市の施設や市の委託で働く労働者の待遇改善をはかる。

二、公共事業の発注にあたって、建設業退職金共済制度の活用の徹底をはかる。公契約における労働条件の確保をはかる。

三、就労相談・労働相談窓口を充実する。

四、労働基準法を正しく認識するための啓発を行う。

五、勤労青少年ホームの利用者の拡大をはかるよう努力する。

六、高額商品の押し売り、多重債務、電話・はがき・インターネットを悪用した悪徳商法などから市民を守るために引き続き消費者相談体制を充実する。

### (3) 男女平等の実現のために

一、男女共同参画条例と男女共同参画基本計画に基づいて、その進捗の点検体制をつくり、年度ごとに進捗状況を市民にわかりやすく公開する。

二、学校教育をはじめ、すべての分野での女性差別をなくすための啓発活動を強める。

三、女性の地位向上をめざす女性団体、サークル等の活動に対し、補助金などの援助を充実させる。

四、市の女性職員の管理職への登用を積極的に行う。

五、女性を各種審議会、行政委員会にさらに積極的に登用する。

六、ドメスティックバイオレンス（DV）への対策を強める。DVを受けた女性のためのシェルターの確保に努める。

七、女性問題の専門家（フェミニストカウンセラー）による女性相談は、予約無しでも受けられるよう拡充する。また、他機関との連携を強める。

## ◆憲法を守り、平和・民主行政をすすめる

一、憲法の平和的民主的精神を市政に生かし、平和行政を積極的にすすめる。

①憲法の改悪に反対する。

②非核三原則の厳守を政府に求める。

③「蕨市平和都市宣言」を市の封筒に掲載するなど趣旨普及に努める。

④視聴覚ライブラリーに反核・平和の映画フィルム、ビデオを充実させる。

⑤市民の反核・平和運動への支援、協力を買う。

⑥八月の原爆の日に行われる広島、長崎の平和記念式典に、市職員や中学生を含めた市民代表を派遣する。

⑦自衛隊の海外派兵に反対する。

⑧国民の動員を内容とする有事法制の発動に反対するとともに、蕨市としていつさいの戦争協力を拒否する。

二、市庁舎など公共施設での日の丸掲揚をやめる。市の公式行事で「日の丸」は掲げず、「君が代」の斉唱を行わない。小中学校で「君が代」の斉唱を強制しない。

## 三、情報公開条例の改善をはかる。

①情報公開請求に迅速に対応する。

②請求権者を「何人も」とする。

③外郭団体の情報公開を推進する。あわせて、市が多額の補助金・助成金・負担金を交付している団体および指定管理者の情報公開を推進する。

④情報が公開除外となつた場合の理由を立証する責任が行政側にあることを明記する。

⑤各種審議会・委員会等の原則公開を明記する。

⑥施行時期前の文書も作成・取得の時期を問わず公開の対象とする。

四、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の改善をはかる。

①本人確認情報の登録は、希望しない人が登録しないですむようにする。

②市独自に個人情報の漏洩を防ぐための研究及び対応をすすめる。

③情報漏洩時には市長の判断で住基ネットとの接続停止、切断の方針を決定する「情報セキュリティ委員会」を条例にもとづくものにする。

五、各種審議会への公募制を拡大するなど市民参加をすすめる。

六、市民オンブズパーソン制度を導入する。

七、ケーブルテレビの議会放映時間の延長を働きかける。

八、自治功労者表彰は官制の団体のみを対象とせず広く各界各層から選ぶ。

九、同和対策を特別扱いしない。北足立郡市町同和対策推進協議会の廃止をめざす。

十、永住外国人の蕨市での参政権を認める。

十一、職員採用で国籍条項をなくす。

十二、災害時における避難所の表記及び市役所窓口の表記を外国人にもわかりやすくする。

十三、外国人向けの相談窓口を設置する。

十四、日本語ボランティア養成講座を市の責任で行う。

◆市民が親しみをもてて、活気ある市役所にする

(1) 市民が親しみをもてる市役所にするために

一、市の窓口でワンストップサービスを実施する。

二、各種窓口で市民にあたたかい対応を行う。

三、「市民の声ポスト」を各公共施設に設置する。

四、時間外窓口の開設を行う。

五、各種申請手続きについては、簡便化をはかる。又、公共施設の利用予約をインターネットでもできるようにする。

(2) 市民負担の軽減につとめる

一、見込める収入を適切に予算に反映し、市民要求に応える財源として活用する。

二、マンションの共有部分（道路、公園、集会所など）の固定資産税の減免を行う。

三、税金の収納業務は人権や生活実態に配慮し、担税能力に見合ったきめ細かな対応を行う。

(3) 明るく活気ある市役所をつくるために

一、全職員の自発性を高め創意工夫を尊重し、やりがいのある明るく民主的な職場をつくる。

二、病休職員の復職プログラムをつくる。

三、職員のモラルの向上につとめる。

四、成果主義を導入しない。

五、市場化テストは行わない。

六、職員及び非常勤職員の採用は公正・公平に行う。

七、職員の福利厚生施設の充実をはかる。

八、サービス残業をなくすために引き続き努力する。

九、職員の有給休暇の取得を積極的にすすめる。

十、業務に必要な職員体制を確保する。これ以上の民間委託は行わない。

十一、非常勤職員の賃金を適正な水準に引き上げる。

十二、違法派遣・偽装請負の疑いがあるものは調査し、問題があればただちに是正する。

十三、市民本位の経費削減に努力する。

①長期に保有している土地開発公社の土地について、利用見込みのないものは売却する。市民合意のない事業用地の専行取得は行わない。

②蕨ケーブルテレビへの番組製作委託費を見直す。

③市会議員の海外視察は引き続き行わない。

④議長車、教育長車の削減を行う。

⑤戸田競艇組合、蕨戸田衛生センター組合の旅費、食糧費、交際費、報酬を削減するよう働きかける。

十四、蕨市施設管理公社、戸田蕨福祉会、蕨市社会福祉協議会、社会福祉法人寧幸会、指定管理者制度による指定管理団体の職員・従業員の労働条件の向上につとめる。

十五、指定管理者制度の選定と制度運営にあたっては市民サービスの低下をきたさないようにする。直営の施設は直営を堅持する。

## ◆ 国および県に對して要望する

### (1) 国への要望

一、低所得者への減税を実施すること。消費税増税に反対すること。大企業・大資産家へのいきすぎた減税をやめ応分の負担を求めること。

### 三、介護保険制度の改悪をやめること。

①要支援1・2の軽度者を介護保険給付から外さないこと。

②介護労働者の待遇改善を図り、介護の人材を確保すること。

③介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、介護報酬を引き上げること。保険料や利用料を引き下げるのこと。

### 四、国民健康保険への補助率を50%以上にすること。

### 五、自治体病院への補助を増やすこと。医師を増員すること。

六、消費税によらない全額国庫負担の「最低保障年金制度」をつくること。年金支給年齢のさらなる引き上げをやめること。

### 七、後期高齢者医療制度を廃止すること。

### 八、障害者自立支援法を抜本的に見直し、応益負担を廃止すること。

### 九、「子ども・子育て新システム」を導入しないこと。

### 十、高速道路料金の障がい者割引制度で登録した自動車しか認めない制度を改善すること。

### 十一、交通機関の障がい者割引制度を充実すること。

### 十二、30人学級を実施すること。

### 十三、校舎・体育館の改修に対する補助金を拡充すること。

### 十四、公共下水道管敷設工事に対する補助金を拡充すること。

### 十五、国道17号線に新たに横断歩道橋を設置し、中央小に通う児童等の安全を確保すること。

### 十六、原発からの撤退を決断し、原発をゼロにする期限をきめたプログラムをつくること。

十七、福島原発の事故に伴う放射性物質の除染は国の責任で行うことを明確にし、地方自治体への指示や情報提供、費用の補償など万全の対策をとること。

### 十八、放射能測定や除染に対する費用の賠償を東京電力に求めること。

### 十九、TPP（環太平洋連携協定）に参加しないこと。

### (2) 県への要望

### 一、緑川の拡幅整備を進め、定期的に清掃すること。

### 二、県道整備負担金を廃止すること。

### 三、交番の体制を充実すること。市民公園に交番を設置すること。

### 四、少人数学級をさらに進めること。

### 五、教員の正規雇用を増やすこと。

### 六、蕨市内に特別支援学級を増設すること。

### 七、長期欠席の障がい児に対して訪問教師を配置して在宅授業を実施すること。

### 八、夜間中学を県内に設置すること。

### 九、定時制高校の拡充を行うこと。

### 十、国民健康保険の広域化には反対すること。

- 十一、介護保険事業者への指導・監督を強化すること。
- 十二、後期高齢者医療広域連合に補助金を出すこと。
- 十三、乳幼児医療費助成制度を拡充すること。
- 十四、学童保育の県基準を満たすための補助金を拡充すること。
- 十五、無料低額宿泊所について、入所者の人権を守るため実態把握と入居環境の改善を行うこと。入所ガイドラインを改善すること。
- 十六、自治体病院に補助金を出すこと。医師の確保に努力すること。
- 十七、信号機設置予算を増額し、市が要望している箇所に信号機を設置すること。危険な通学路への設置を急ぐこと。
- 十八、JR駅のエレベーター・エスカレーターの維持費への補助を行うこと。

以上